平成２２年（フ）第６９６９号
大阪市平野区長吉出戸５丁目１番54号　ザナドゥ90―102号
債務者　近藤　伸幸
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１３号
静岡県富士市中之郷2436番地の５、前住所静岡県富士市岩本1861番地の２
債務者　草谷　美佳
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第６３４１号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目15―６　アベニュー中加賀屋101、住民票上の住所大阪市住之江区緑木１丁目１番35号　植田マンション202
債務者　河村　礼子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９０７号
大阪府東大阪市長栄寺11番９号　カーサセリオ402号
債務者　清水　直枝
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９４６号
大阪府茨木市片桐町５番13号
債務者　西村文子こと　姜　　文子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５７３号
神奈川県藤沢市天神町１丁目23番地の６　ゴールドスターＡ101
債務者　中山真千子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８０号
川崎市川崎区昭和２丁目６番２号　和泉荘16号
債務者　石山　敏夫
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第３６７号
群馬県佐波郡玉村町大字樋越582番地７
破産者　株式会社アット・メディア
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

平成１９年（フ）第４１７号
長崎県佐世保市江迎町三浦76番地３
破産者　松田建設株式会社
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２０４号
長崎県佐世保市高砂町１番４号
破産者　東亜開発株式会社
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３５３号
長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦284番地11
破産者　有限会社泰平自動車
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成１９年（フ）第１２３号
福島県白河市北登り町24番地
破産者　有限会社上野工業所
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１２２３号
千葉県市川市相之川３丁目14番21号　ハイツ宮崎203号
破産者　奥村芳太郎
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２２９号
千葉県八千代市勝田台南２丁目４番19号
破産者　尾形ケイ子
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７７号
兵庫県宍粟市千種町西河内342番地
破産者　亀井木材株式会社
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第２６号
奈良県高市郡高取町大字丹生谷912番地
破産者　株式会社川本建設
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第３２号
島根県江津市二宮町神主ロ３番地３
破産者　株式会社コウノ
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部